「肉用牛売却所得の課税の特例措置について(平成23年12月27日付け23生畜第2123号農林水産省生産局長通知)」の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

後 前 改 正 改 正. 別紙様式1 別紙様式1 (表 面) (略) (表 面) (略) (裏 面) (裏 面) この証明書は、租税特別措置法第25条第1項第1号及び第67 この証明書は、租税特別措置法第25条第1項第1号及び第67条 条の3第1項第1号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行す の3第1項第1号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行す る。 る。 (注1)~(注4) (略) (注1)~(注4) (略) 上記(注2)及び(注3)において、該当部分を○でかこむこと となっている欄について、該当するものを記入することにより発行 する場合は、(注2)及び(注3)を以下のとおり書き換えること (注2)以下の欄については、該当するものいずれかをそれぞれの 欄に記入する。その他の場合は( 内を記入の上、欄に 記入する。 ・「市場の種類」欄 家畜市場、中央卸売市場、臨時市場、認定市場、その他( ・「種別」欄の上段 黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、黒毛和種×褐 毛和種、和牛間交雑種、肉専用種、交雑種 ・「種別」欄の下段 ホルスタイン種、ジャージー種、乳用種、その他( ・「雌雄の別」欄 雄、去勢、雌 (注3) ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種の雌の場合は、 子牛の生産の用に供されたことの有無を確認し、「種別」欄 の下段における「雌雄の別」欄に「子牛の生産の用に供され たこと有」又は「子牛の生産の用に供されたこと無」と記入 する。\_

## 別紙様式2

(表 面) (略)

(裏 面)

この証明書は、租税特別措置法第25条第1項第1号及び第67条の3第1項第1号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行する。

(注1)~(注5) (略)

上記(注3)及び(注4)において、該当部分を○でかこむこと となっている欄について、該当するものを記入することにより発行 する場合は、(注3)及び(注4)を以下のとおり書き換えること。

- (注3)以下の欄については、該当するものいずれかをそれぞれの 欄に記入する。その他の場合は()内を記入の上、欄に 記入する。
  - ・「種別」欄の上段

黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、黒毛和種×褐毛和種、和牛間交雑種、肉専用種、交雑種

- ・「種別」欄の下段
- ホルスタイン種、ジャージー種、乳用種、その他 ( )
- 「雌雄の別」欄株 古熱 雌
- 雄、去勢、雌
- (注4) ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種の雌の場合は、 子牛の生産の用に供されたことの有無を確認し、「種別」欄 の下段における「雌雄の別」欄に「子牛の生産の用に供され たこと有」又は「子牛の生産の用に供されたこと無」と記入 する。

別紙様式2

(表 面) (略)

(裏 面)

この証明書は、租税特別措置法第25条第1項第1号及び第67条の3第1項第1号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行する。

(注1)~(注5) (略)